

香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

香川県病院事業管理者 槇 野 博 史

香川県病院局管理規程第 4 号

香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和 2 年香川県病院局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 4（第 5 条関係）				別表第 4（第 5 条関係）			
職種	経歴		換算率	職種	経歴		換算率
別表第 1 の 1 から 7 まで、10 及び 11 の項の職	<u>国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間</u>	<u>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）</u>	10割	別表第 1 の 1 から 7 まで、10 及び 11 の項の職	<u>国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間</u>	<u>職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間</u>	10割以下
		その他の期間	10割以下			その他の期間	8割以下（局内の他の職員との権衡を著しく失する場合は、10割以下）
					<u>民間における企業体、団体等の職員としての在職期間</u>	<u>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事</u>	8割以下

						<u>した期間</u>	
						<u>その他の期間</u>	<u>2割5分以下</u> <u>(局内の他の</u> <u>職員との権衡</u> <u>を著しく失す</u> <u>る場合は、5</u> <u>割以下)</u>
		学校又は学校に準ずる教育機関 における在学期間（正規の修学 年数内の期間に限る。）	略		学校又は学校に準ずる教育機関 における在学期間（正規の修学 年数内の期間に限る。）	略	
		略			略		
略				略			

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の規定による給与の内払とみなす。